町政を問う!

13項目にわたって理事者の方針をただしました。 6月定例会では7 (問と答弁は要約してあります。 人の議員が一般質問にたち、

## 生活扶助基準の 引き下げによる

木村好孝 議員

するものである。 保障した憲法第25条に反 化的な最低限度の生活」を すべての国民に「健康で文 総額が億円の大幅削減は、 費を3年かけて実施する 費・光熱費などの生活扶助 減計画が実施されるが、食 8月から生活扶助費削

準の引き下げによる影響 税の非課税基準、住民税非 ぶが、特に、最低賃金、住民 は、生活保護受給者にとど まらず、町民生活全体に及 国民の最低生活保障基 が、明確な情報は届いてい

響と対応について伺う。 課税世帯の保育料への影

### 高薄町長

北海道の最低賃金は79円 望している。 と低いため、国へ改定を要 がない状況である。現在、 方針のなかにはまだ情報 る影響で、最低賃金につい ては、国から示された対応 生活扶助引き下げによ

改正を踏まえて、平成26年 る。国では生活保護基準の き均等割を課さない範囲 て検討するとなっている 度以降の税制改正におい 活保護基準を勘案してい ついては、町税条例に基づ を決めており、限度額は生 住民税の非課税基準に

している。そうなると新た 限度額は28万円となって ない。本町は三級地であり、 象となる。 に37名が均等割の課税対 に引き下げられると予測 いるが、改定により26万円

いように対応したい。 応じて、子どもに影響がな いとみているが、納付が困 ついては、現状、影響はな 難な世帯があれば、相談に 非課税世帯の保育料に

#### 一部「改正 生活困 窮 有自立

## 木村好孝 議員

生活保護法「改正」の基

ないと判断した場合の扶 与及び義務を果たしてい 義務付け規定についてと、 本をなす、保護の申請書の 者に対する調査権限の付 福祉事務所への扶養義務 務付けについて伺う。 養義務に対する通知の義

を伺う。 際作戦」の合法化、手段に 基本とするもので、二法案 法は、「とりあえず就労」を なす生活困窮者自立支援 とも違法とされている「水 なると危惧されるが、見解 また、この法案と一体を

奥秋康子 議員

#### 高薄町長

保護の決定に必要となる ならないとされているが、 て書面で提出しなければ 生活保護の申請に際し

法制上の整合性を図るた 思われる。 申請に必要な事項の内容 めの改正だと聞いている。 事項を明確にするという についての変更はないと

と思うので、限定的ではな を求めていくことになる るとき、扶養義務者へ報告 いかと予想される。 行していないと判断され 付与については、扶養を履 務者に対する調査権限の 福祉事務所への扶養義

相当分を有給で支給、生活 創設、職を失った方に家賃 困窮家庭への学習支援、相 ら、社会訓練・就労支援の ポートするという目的か では、自立までの生活をサ 生活困窮者自立支援法

> る。平成27年度から施行予 後の国の動向を注視して 談事業が盛り込まれてい 定で、実効性などについて いきたい。 は危惧する面もあるが、今

# | |交流人口拡大 |

間で総額約1359万円 件費である。明確なビジョ ンがなければ、一過性の れたが、そのほとんどが人 を補助するとして提案さ として、NPO法人に3年 交流人口拡大支援事業

ブームに便乗し、多額の補